九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

東ドイツ行刑法にかんする資料（その一）：監獄刑の執行と受刑者社会への再統合に関する法律とその解説

井上，祐司
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1621

出版情報：法政研究. 37 (3/4), pp.115-145, 1971-02-28. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

東ドイツ行刑法に関する資料（その一）

——監獄刑の執行と受刑者の社会への再統合に関する法律とその解説——

井上祐司

東ドイツは、一九六八年一月一二日に一連の刑事法関係の法典を制定した。新刑法典はその総則部分について真鍋毅助教授の訳出がある（佐賀大学経済論集二巻一号七九頁）。また行刑法についても、既に中山研一教授により、独乙語原文からの翻訳がある（法学論叢八七巻三号七〇頁）。ここでは、ドイツ民主法律家協会（Association of German Democratic Lawyers）の機関誌（英文）『ドイツ民主共和国の法と立法』誌（"Law and Legislation in the German Democratic Republic"）の一九六九年二号に登載された行刑法に関連した一つの論文の全訳と、参考のため同誌に発表された行刑法英文からの訳出を行った。法文の訳語は英文からみて適切と思った表現を用い、独乙語の表現や中山教授の術語に敢てよらないようにした。同誌一九七〇年一号にも関連論文が二、三登載されているが、それは（その二）として次の機会に訳出したい。

さきに訳出したチェコ行刑法に関する資料（法政研究三五巻二号六五頁）と共に、社会主義行刑法の一つとして参考に供して頂ければ幸である。

いわゆるスターリン批判以来、社会主義刑事法思想は新しい転換をみせているが（拙稿レクシャスの刑事過失論の展開——東独刑法理論の転換、教条主義の克服に関連して、法政研究二九巻四号一九頁）、ここでは、釈放後の措置、とくに、累犯者の場合につき、徹底的な干渉と処置を設けている。社会主義的な社会関係を前提にすればこその制度であるが、ここには明らかに、他の社会主義国家の制度と比較しても、一歩前進があ

る。そこには、行為者人格の科学的分析――反社会的行為の反覆の基礎にある主観的な動因――つまりは人格構造の偏奇への依拠がある。その限りで、従来の「労働による社会連帯意識の回復」を根幹とした社会主義行刑思想からの一つの展開をみることができよう。

犯罪原因における敵対的矛盾と非敵対的矛盾との区別、強制と説得との刑事政策の二面性、社会主義国家における説得の優位という一連の刑政の転換点が右の行刑思想とどのように連なってゆくかは今後の検討にまちたい。

なお、社会主義行刑法の資料としては、中山研一・社会主義諸国矯正立法の動向（刑政八〇巻七―一二号）、同・ソ連の行刑法（法務資料四〇九号）、ユーゴスラビアの新行刑法（法学論叢八五巻二・三号）がある。

×　×　×

社会と前受刑者の再統合

ベルリン高等裁判所所長
ハインツ・フーゴット博士
弁護士・ベルリン
ハリー・メッツィン博士

ドイツ民主共和国において、資本主義の経済法則は新しい社会主義的法則によって取って代られた。社会主義的諸法則は、社会主義経済の発展に支えられていることは別として、人間相互の関係を、そして市民―国家の関係を変えるという効果をもったし、そして、これらの法則は、最早、それじたいが社会の常態としての犯罪現象の源泉となるものではない。社会主義統一党の第六回大会で党綱領に述べられたように、「社会主義の理性的構造の問題の解決」と同時に、また、「犯罪現象に対する体系的闘争と公共生活からのその漸進的根絶のための基礎が与えられている」。その意味は、犯罪闘争は全体としてその社会の発展に関する闘争から切り離された、いかなる特殊問題をなすものでもない、ということである。しかし、経験の示すように、資本主義から社会主義への移行、特定の諸法則の無効化、残滓なかんずく犯罪の処理、そして新しい社会の建設は、幾世代にもわたる事業に属する。他の社会主義国家（ソ連邦もそう

であるが）の例からも明らかなように、社会主義的発展の法則に完全に矛盾するところの、犯罪という社会現象は、単純に「ペンの一筆で」廃止されることはできない。

犯罪現象の社会＝経済的基礎の根絶は、成程必要条件ではあるが、その廃止と決して同一ではない。それは寧ろ雑多な矛盾にとりまかれ、死滅しにくい生活習慣や思考習慣によって対抗されている過程であり、これらの習慣は外部勢力によって引続き新らしく養なわれている。古い習慣がその過程において凋んでゆくこの複雑な過程は、そのすべての側面を考慮に入れねばならないし、社会主義法規範を人間活動の堅固な基礎とする観点でもって、あらゆる積極的な激励を受けねばならない。社会主義社会の発展する力は、大衆の広汎な層の支持のもとに、犯罪現象と法違反と有効に闘う本質的条件を提供している。

わが社会体系の下では、そもそもの当初から犯罪闘争における基本原理となったところの諸配慮が存在していた。それらのものは、この社会的、刑事学的に重要な現象を科学的に洞察するための指導理念として役立ったとともに、社会構造における変化の結果として必要となった広汎な立法手段の基礎としても役立った。そしてそれらのもは、人民と極めて密接した司法の次第に改革されてゆく体系の発展にも少なからず妥当した。犯罪現象の傾向は、その頻度と性格において、この科学に基礎づけられた司法実践の論理的帰結としてながめれなければならない。この関連で指摘できるのは、即ち、一九五〇年―一九五八年において、ドイツ民主共和国の犯罪率は約五〇パーセント低下したことである。しかし、もっと驚くべきことは、犯罪類型における変化である。例えば、武装銀行強盗、大量詐欺、高級官吏の瀆職、麻薬取引、偽造貨幣の製造、行使などの犯罪は、西ドイツにおいては日常茶飯事の出来事であるが、このような犯罪はドイツ民主共和国では稀な例外現象であり、犯罪現象全体にいかなる類型変化を及ぼすような影響力をもつものではない。

ドイツ民主共和国における犯罪現象の大部分は社会的逸脱行態として現れるが、敵対的行態としてではない。それらは、その根源をわが社会体系に相容れない思考生活習慣にもっている。そして、社会の進歩的動きにおくれている人々によって伝繙せしめられ、屢々、利己主義的で個人主義的な生活態度や方法から、仲間の市民の利益を無視する傾向にある人々によって伝繙せしめられている。そこに含まれている矛盾は非敵対的種類のものであり、法違反者と彼の社会環境との間の一時的乖離である。

犯罪現象の傾向と類型について以上の簡単な考察は、吾々が、犯罪現象の現在の量をおしさげ、社会への有害な結果を最小にすることができるという印象を与えることを目的としているわけではない。反対に、この犯罪の総計と類型とは、社会構成を発展せしめてゆくことに対する障害を意味しており、したがって個々の事案においてなされた物質的損害にのみ注意を集中す

るのは誤っているというべきである。犯罪者によって犯されるすべての可罰行為は、彼が正に、社会が彼に期待するところとは反対のことをなしていることを立証している。かくして、法違反者は、社会の利益との間には遠くまでとどく一致があるという認識、可罰行為を実行することによって当人は社会的発展の過程に消極的に影響を与えるばかりでなく、間接的には自分自身を害しているという認識、これらの認識から大なり小なりはるかに隔っている。個人の利益と社会の利益との間のこの二元主義、これは正にすべての犯行に自らを現わすのであるが、共通の幸福のため個人の能力と創意を開発する必要を考えてみただけでも、許される選択を示すものではない。

正にこのことこそ、社会がその教育的改善的手段において、自らをただ、犯罪者をして合法性に対して中立的態度をとらしめることに限定することができない理由である。そうではなくて、犯罪者をしてその個人的確信によって刑法のみならず、共同社会の生活規則を尊重せしめること、つまり、社会の建設を、そのもてるすべての能力を必要とする事がらとして喜んで協力せしめること、これが刑事答責性の目的とならねばならない。刑事手続の目的の一つもそこにあるのであって、その点が犯罪者を行政的な答責性の客体とのみする一面的見解を排除するのである。そうではなくて、刑事手続は、犯罪者はその自由意思と個人的確信から主体として社会生活に自らを統合するようにすることを要求している。正にこのことが社会主義刑事司法の基本的理念、特徴であって、犯罪者に対してむけられる教育的、精神形成的諸手段の内容と方法を決定しているものである。この複雑な問題が刑事訴追機関だけによっては解決できないことはいうまでもないことである。社会現象である犯罪現象は、全社会によってのみ有効に闘われうる。

ドイツ民主共和国の近代的法律学と立法は、強制と説得とが、ある個人に社会的協力という必要な態度をうみ出すための再教育の方法として、決して同等の価値をもつ方法ではないという見解に活動の自由な分野を与へてきた。説得に対して優先が与えられねばならないという意見が益々根拠をえつつある。社会的有用な方法で自分の行動を律するよう確信をもち、納得させられた個人においては、反社会的態度をひきおこすようないかなる動因も生れることができず、残ってもいないからである。これに反し、強制は、実力の行使の不可避性についての犯罪者の認識に基くと共に、自分自身に実力が及ぶことの不利益の認識にもとずくだけに、その二つが共に作用したとしても、反社会的態度にとっての現存の動因をおしもどす抑圧力以上のものには達することができない。

しかし、再教育の過程は、いかなるものであれそこにある動因を抑圧、抑制することで終ったというものではない。いろいろの手段や方法による実力が加えられるところの有罪判決をうけた者が、個人的確信と有意性でもって、共同社会の生活規則を遵守するようになるというところまでこなければならない。犯

罪の性質、犯行の重大さ、違反者の人格に依って、社会主義社会は、法違反者に道徳と正義についての観念を発展させるためのみならず、当人のまわりにいる者達の相当の見解を発展させ、さらに、それらの観念や見解を、わが社会発展の客観的な法則に調和せしめるため、いろいろと手段を尽すのである。

行政的な強制それじしんによってはこの有意的な思慮深い社会の諸規則の遵守を仕上げられないことはまことに尤ともなことである。ドイツ民主共和国において、なぜ刑罰が、その窮極の目的を、犯罪者を社会発展過程における積極的な思慮深い部分たらしめるための全教育手段体系の中に編入しているか、という理由もここにある。確かにドイツ民主共和国における犯罪現象の現段階では、自由剥奪刑は決して無視してもよい役割を演じているものでない。犯罪の頻度ないし重大性により、社会の改革の努力を故意に妨げる犯罪者や、社会の犠牲において自分の個人的利益を進めようとするすべての将来の企行を進んで断念したという徴候を示さない犯罪者に対しては、とりわけこの刑が科される。裁判所は、刑罰それじしんの事実によってではなく、刑の重大性によって、違反者とその周囲のものに対して、彼の法の侵犯がいかに社会の利益に反しており、従ってわれわれの発展の客観的要求に反しているかを知らしめるのである。

刑と刑事制度がそれじしんに目的をもたないとすれば、刑罰判決の執行については、法違反者に人格形成的な影響を及ぼすのに適した諸条件がつくられねばならない。法違反者を隔離することを主たる、ないし、専ら、目的とする刑事制度によっては、反社会的態度への動因は減少せしめられないであろうし、従って、監獄から釈放された時、法違反者は彼の以前の基本的態度を尚維持しているであろうし、社会主義的法体系にとって潜在的な脅威であり続けるであろう。つまり、彼は極めて蓋然的に犯罪に逆戻りするであろう。この現実から出発して、社会主義法律学と立法は、この方向でもっと効果的な刑事制度をつくるために希望のもてる方策を提案し、やり始めたのである。

社会主義の社会体系のもとでは、正しく個別化された刑は、それが犯罪者の一時的隔離を伴うかどうかにかかわらず、行動の犯罪的様式に対する闘いにおいて有効な武器である。しかし、それは、国家によって犯罪現象を抑圧するための努力としてなされる手段の一つにすぎない。刑は社会的反作用、処置の武器庫に属している。そしてこれら諸武器の体系的で調和のとれた相互作用は、凝り固まった犯罪者をさえ社会的再教育の過程の外側の隔離からもぎとり、彼らを社会生活に統合することを諸手段に宿命づけている。これは次のことを前提とする。即ち、個々の可罰行為の基礎にある原因、条件、情況と違反者の以前の全行動様式をできるだけ明確に理解すること、刑事政策を有効に行使して犯罪が未発覚のままに残ることを次第におしさげてゆくこと、確信にみちた論議と正義の判決でもって印象

的に裁判を終結すること、個別化された刑の執行によって、犯罪者に、何が彼と社会にとって彼の行動にかわる唯一のありうべき他の手段であるかを、痛切に感じさせること、最後に、行刑機関、社会集団との密接な協力をなす地方当局の側における刑期の真の意味を解した再統合体系、以上のことを前提とする。これらの側面は社会主義的な刑事司法体系の中で次第に考慮に入れてこられている。勤労者階級の集団的力を背景にして、犯罪をふくめて、すべての反社会的行動の根源が今日体系的にその効率を高めながら除去されつつある。

誤解をさけるため指摘しなければならないのは、統合ということで言及されているのは、以前の受刑者に関して国家と社会によってとられる処置のみならず、自由剥奪を伴わない判決をうけた犯罪者、つまり、その仲間に残された人達のスムースな統合に役立つ処置をも含んでいる。刑法の実際が証明しているように、以前の受刑者を社会生活に再統合するということが問題になる時には、はるかに大きな規模での困難や問題がおこってくる。そこで以下において吾々はこれらの問題に主として注意をむけよう。

刑法のもとで裁判所は他の任務と同時に、犯罪行動の基礎にある原因と条件を全面的に暴露し、それらの除去のための処置を採用することを期待されているが、それは、犯罪的な行動様式を促進していることに責任のある社会的現存条件を廃棄するためであるばかりでなく、犯人の精神構造から確固とした主観的動因を排除することをねらっているのである。裁判所のえた知識が監獄レベルでさえ組織的な教育的影響のための基礎を提供しているが、次には、監獄からの釈放後、再統合の目的のために必要とされる諸処置の形式の中に、その論理的継続を見出すことになる。このようにして成功的な再教育のための接触点を見つけることができる。その過程で隠れた個人的特性が明るみに出る、つまり、技術的なことへの興味、手先の器用さ、大望、創造的発想、ある職業で成功する喜びなど。これらの「出発点」が掘り起こされねばならないし、犯人の中に、彼の犯罪の原因を除去したいという意志をおこすために的確に利用されねばならない。精神形成的な感化力の行使は、拘禁中も再統合中も、然るべき地位を与えられるべき決定的要因である。

受刑者が理由を理解しようとする能力と積極性との程度の差が社会主義刑罰体系の教育的努力を決定的に高めたり、妨げたりするのと丁度同様に、監獄からの釈放後の自らの発意に基く態度が再統合の妨げなき過程にとって重要な意味をもつことになる。一般的教育目的は、監獄レベルにおいてさえ具体的形式として措定し、受刑者の釈放後の予期される環境を相当に考慮に入れなければならない。かくして、その職業的水準を高めることによる受刑者の文化的教育的レベルを高めるという原理は、獲得された技能と知識の利用のため将来の社会環境によって提供される機会と切り離されて考えられてはならない。例えば、相当の距離の範囲内にいかなる鉱業もないある大都市の犯

人が拘禁中に鉱夫としての訓練をうけたとしても、厳格拘禁類型から自由と独立の生活にスムースに移行することはできない。後で新しく得られた職業的技能水準を前受刑者の個人的利益と全社会の利益のため利用する可能性をそれは排除しており、その結果、かかる犯人は、以前の環境にもどった後では、その新しい職業的水準にもかかわらず、未熟練労働者としてその生活の資を得ざるをえないことになろう。

拘禁の第一日目から、前受刑者の釈放後の予期される生活、彼をめぐる環境条件、その環境の中で自己の適所を占めるため彼のなすべき努力について真剣な考慮が払われねばならない。受刑者はその釈放前ですら、彼が後に共に生活し、労働するであろうところの人々の集団と、個人的接触を確立することが可能でなければならぬという増大しつつある要求は正にこのような考慮の現れである。社会主義的労働チーム、労働集団は、益々広い範囲で、将来の仲間の労働者との直接的接触、その人格についての印象を形成して、その性格の中に積極的な好契機を探す機会をつくっている。このようにして、釈放前の時期に、受刑者と労働者チームとの間の相互信頼の密接な関係を創造することが可能となる。そして、それが社会的に秩序のある環境への内的関係と堅い連鎖の成長をみちびくであろう。かくして、刑の執行をうけている間に、受刑者に自らの希望のある見通しを理解できるところの社会的に確実な将来にとっての基礎がしかれているのである。

このような個人的連鎖のもう一つの効果は、それが、個人とわが社会主義法体系に対して勤労人民の共同責任の感覚を強化するということである。たまたま、これは、国家の事業の運営に勤労人民の協力を参加させる形態の一つである。前受刑者の再教育の過程を継続してゆくことに対する諸社会力のこの共同責任がもっと明白になるのは、次のことが理解された時である。つまり、窮極の基準は、監獄規則の遵守や刑罰体系の要求に従うことではなく、犯人の、問題や矛盾をかかえたままの、自由な生活にもどった後の行動であるということ。誰にでも解っているように、必ずしもすべての被釈放者が日々の生活の細かな又は重大な心配事をひとしく処理する能力をもってはいない。これらの差は、再統合された個人がそのもとで生活し働かねばならないところの、具体的な社会的、物質的、文化的条件による。社会のこれらの人々に援助の手を拡げようとしているのも特にこの点についてである。受刑者と彼の将来の社会環境の代表者との間のこの連鎖は、受刑者の監督と受刑者の福祉という曽ての観念といかなる共通のものもない。前受刑者は、この連鎖を兄弟的後見の形式と見做すように意図されているのではなく、彼が共同社会の対等の尊敬さるべき一員としてその場をしめるであろう環境の中への、彼のスムースな統合を助ける真正の努力と看做すことが意図されているのである。

見おとさるべきでない一つの困難は、彼が監獄記録をもつという理由で労働チームの中で特別の位置を占めるという犯罪者

の側の疑惑や感情の発生をいかにして防ぐかということにある。ここでも再び、目的は彼の中に次のような意識をつくるということでなければならない。つまり、社会の提供した援助を受取りたいという意識、彼の将来の「集団」の生活のリズムに自分を適応させ、社会の共同生活の規則を自分の判断基準として受けいれることを積極的にやろうとする意識である。この問題に関しては、あらゆる種類の単純化は有害な結果をもつであろう。常に記憶されるべきことは、問題の人達は自分の自由な決意をすることができ、その行動様式も算定するのは容易でないということである。個々の人格の特徴や特異性が考慮に入れられねばならないであろうし、それらの事情がたまたま社会的処置又は、医事＝療法的、心理＝療法的な性質の処置を特別に附加的に必要とするかもしれない。

教育という仕事は外の代理者による形成と自己形成との側面を結合することであると約言することができる。この二つの側面は、形成の意志力と結合して、特に、意志が人間の性格のもっとも重要な特徴である限りで、重要である。強い意志が強い性格と結合しているとき、その意志の方向が肯定的であるならば、成功的教育活動にとってもっとも好ましい前提条件となる。不幸なことに、「強い性格」であるばかりでなく、意志の弱い人びとが多くいる。意志力の生長は遺伝的ではないので、形成され、展開せしめられることができる。個人の人格の意志力の発展は、大部分、本人じしんに依存している。毎日毎日の生活が個人をして、労働をし、学習をし、その他の活動を行っている間に、その意志と性格を形成せしめてゆく。

刑事訴追に仲間市民の関係を斎らすこれらの複雑な問題は、個々人やバラバラの官庁の個別的な発意にまかせられることはできないこと当然である。従って、新刑法典の導入と関連して、自由剥奪を含む判決の執行と前受刑者の社会への再統合についての法律が発布されたのである。この法規定の中では、詳細は、各機関の権限に含まれる課題と責任、就労の場所、前受刑者の再統合に関して種々の社会組織の課題と責任が規定され、限定されている。この法律のもとでは、再統合の過程を準備し完遂すること、適当な就労と訓練の場所を提供すること、収容設備を提供すること、これらの責任、及びこの再統合過程を監督する責任は被釈放者がその住所を有している地方、市、町村レベルの各地方委員会におわされている。この法規範が採用される以前には、「統合」という術語は、屢々、誤って解釈され、収容設備と労働の場所を提供するという形での、技術的、組織的措置のみの意味であるように、地方委員会の内務部ではとられていた。しかし、そのような措置は秩序ある生活を導くための最もプリミティブな物質的前提条件である。これらは決して再統合それじしんと同じものではない。更に、適当した労働場所と生活設備の提供は釈放された人のそれから先の進歩にとり決定的な重要性をもつ。それは就中、どんな種類の仕事が提供されるか、正しい就労場所、もっとも適した労働チーム、更

に収容設備の環境と標準について、思慮ある選択をするということを意味している。

社会へのスムースな再統合を確保するこの純粋に物質的基礎についての規定は、上述の公共団体の権限の領域におちる。なぜならこれらの団体は、とくに、大都市における甚だしい住宅不足に主としてよるところの、この尚きわめて複雑な問題を解決する必要な行政的権限をもっているから。団体は監獄当局から、犯人の在監中の行為についての、その人格と、再統合過程において考慮されるべき特別の性格特徴について詳細な必要書類を受取る。このことが公共団体をして、出発から、公判、在監期間、犯人の犯罪行為の原因、条件、情況、在監中のその人格発展のレベルのすべての側面について、徹底した情報を受取ることを可能にし、かつ、そこから、将来の措置についての必要な結論をひき出すことを可能にする。勿論、これは監獄当局と地方委員会の間の密接な協力関係を要求する。

このような法律上の処理の結果として、地方委員会に新しい広汎な課題を割当てることになったが、これらの課題に対し委員会はその制約された処理能力のゆえに、必ずしも満足のいく対処をなしえていない。地方委員会とくに、内務部の仕事の現在の方法の下では、彼らは屢々重大な困難を伴ってのみ解決できる事案に屢々直面している。更に、かてて加えて、利用しうる技術上の援助が不適切であったり、スタッフの不足等がある。平均して、一人か二人の、それ以上は極めてまれだが、職員が前受刑者の再統合の仕事にかかりきりになっており、そのエネルギーと努力の大部分は、住居の困難と、労働過程への統合に対して生じる偏見を解決することに費されねばならなかった。積極的な影響を行使することの欠落を改善する唯一の途は、大規模での自発的な社会活動家の援助を手に入れることによってのみである。彼らは、その人格の力により、熱意と楽天主義によって、社会的再統合の途をスムースにしようと努め、それを合理的で認容される形態の監督と結合する。

しかし、経験の示すところによれば、すべての人が適切な候補者であるとはいえない。よし、善意の事業に対する好意と献身が充分であってもそうである。更に、多くの実際的な経験、こつ、想像力のような不可欠の特性をもたねばならないし、確信をもたせる力をもたねばならない。前受刑者の再統合という問題で地方委員会の内務部の実践に社会活動家がかかわってゆくことは、部のスタッフ不足という欠陥から生れた「応急措置」を示しているのではない。むしろ、それは、公的活動と社会的活動との間の密接な連鎖をつくり出すことに明らかにされるところの、わが国家の基本的な社会原理の適用なのである。

さきに指摘したように、行政的手段のみによっては有効に処理することのできない社会現象なのである。それはすべての集団の結集と社会主義社会全体の発意を要求する。このことはまた前受刑者の再統合に関する上述の法令にも反映している。かくして、例えば、第六〇条には、再統合の準備と完遂に関連

し、且つ社会的改善過程の継続において市、町村委員会は諸社会力の積極的支持をうけねばならないとしている。法は自発的な社会活動家を忠告その他の援助でもって前受刑者を援助するための補助者として手に入れることを地方委員会に義務づけている。事実、裁判の実際には立法の予期したような事案がある。多くの場所で、例えば、充分な職務経歴をもつ参審員を数人選んで、彼らに前受刑者の釈放後の配慮にとっての公的機関の処理をまかせようとすることが下級裁判所での慣例となりつつある。この方法は二重の利点がある。一つは、これらの市民のもっている特殊の能力が彼らの参審員としての活動の外で有用に利用されるということ、第二に、判決の確定と共に始まる改善過程を成功的な結論にまでもってゆくことに彼らが積極的に貢献する限りでは、参審員が判事と同等の権利をもつことになり、そのことが彼らの責任感を強めることになっていること。ドイツ民主共和国において前受刑者の再統合との関係で得られた経験は結論として次のことを立証している。個々の機関においてとられているすべての努力とうまく意図された手段は、それらのものが賢明に調整された時でない限り役に立たない、と。

このような、又これと似た誤謬は最早将来においては起りえないが、それは再統合の過程の雑多な相を詳細にとりあげ、権限を明確にしている新しい法律規定に負うものである。しかし、調査の結果から見ると、最近の実践のもとで必要な手段の選択における表面性、想像力の欠如が繰返される犯罪に好ましい要因であり、犯罪者をして堅固に接合された社会集団やチームに根づかせることを妨げている主要な要因である。

新しい法律の導入によってそのような複雑な問題は直ちに実際的な解決をみることはできず、新しい法規は単に公共機関、社会団体、施設が解決を求めねばならぬ方向を示すのに役立つだけであるということは昔から通例のことに属する。

しかし、個々の事案でこれらの法規範がどのように生命を与えられ、どのように解釈されるかは、これらの施設に関係している人達が一般拘束的指令からどの範囲に相当の結論を引出すことができるかにかかっている。よい意図があり、そして利用しうるようになった実践的経験が多くなるにつれて、以下にふれる事案にみられるような誤謬は益々起りにくくなるであろう。

以前の有罪判決の記録をもつ者がある工場に就労すべく命令された。この工場では犯人が第一に自分自身を「証明」しなければならないし、その目的のためには、彼にきたない給料の低い仕事（工場の床と庭の掃除）が与えられるという見解がとられたが、彼はそれでも、自分が信頼に値いし、規律があり、集団の決定を尊重する人間であることを示した。できるだけ早くその経済状態に秩序をもたらす助けになることを図るため、彼は賃金差引協定を結ぶことを勧められそれに従った。この協定の条項により、彼は毎月三〇〇マルクの手取り収入から、非嫡出子のための扶養債務、滞納家賃、掛買代金の弁済をするた

め、一七五マルクを差引かれることになった。

犯人は結婚しており、妻と一子の父であった。その多額の負債支払のため、家計費としては一二五マルクしか残らなかった。彼の妻も低所得者であったので、彼らは屢々金銭に窮し、そのたびに口論とつかみ合いが絶えなかった。これらの諸困難を工場の参審員は解決することができた。工場経営の指導者たちとは対蹠的に、参審員らは、生産過程に彼の場が占められるよう配慮し、労働グループや集団に根をおろす手段として、前受刑者の場合は物質的刺戟が用いらるべきであると判断した。参審員グループの推薦により彼は資格訓練を受け、機械工助手の仕事をすることになった。これに伴って賃金も高くなり、その結果前受刑者は職場の地位に大きな関心を示し、彼のチーム成員全員による立派な仕事に対し褒賞金を受取った。その結果、彼とその労働チームとの結束は目にみえて強まり、急速に諸困難が克服されていった。この犯人は工場での局外者としての孤独から成功的に救われた。同時に彼の技能と積極性を通じて、彼の労働者仲間たちは、間接的に、「期待される」同輩として尊敬をうけるという彼の感情を強めることにもなった。そのことに基いて彼らの間に密接な人間的紐帯を発展させた。この紐帯なしには相互信頼の真の人間関係など考えられないものである。工場でとられたこの再統合措置はその最終結末において犯人の社会的堅固化へと導いた。この事案の簡単な概略の評価は次の結論を示している。つまり、再統合によって、吾々は、犯人を社会的に健全な生活領域の内に確固とした定着を確保するような諸条件を按配し提供することであると理解せねばならない、と。

再統合は犯人が精神病的性格変化をもっている場合には特に複雑なものとなる。これらの場合、社会的に健全な生活領域に効果的に適合できるのは、唯次の場合である。即ち、訴追機関と、医学的、心理学的、教育的団体や施設との間の密接な協力によって、個々の事案を参照して確実な社会的変化が始められた場合である。犯人の反社会的行為のより深い根源に鍵を提供し、裁判所やその他の刑事訴追機関、再統合を処理する施設や組織に、これらの否定的動機を克服する適当な途と方策を示すことができるのは、唯、専門の医師、心理学者、教育学者の技術的知識のみであることが屢々ある。この類型の者への国家による行政措置の適用が人格形成的効果をもちうるとすれば、それは、反社会的行動様式へのより著しい傾向性をうむような主観的要因の排除をふくむものでなければならない。

今日の実際が示しているように、専門の医師は、その鑑定を通じて、刑事答責性の問題に答えることに限らず、病理学的価値をもたない心理的特徴に関しても、幅広く進出してきている。しかし、再統合予定者の物質的生活条件と社会的風土が分析されても、性格の異常と有害な外的影響を除去するためにいかなる適切な手段がとられねばならないかについての、常に医学的観点から提案することがないのは、一つの明らかな欠点で

ある。法が予定しているような刑事裁判諸機関と裁判補助科学との間のこの密接な関連の確立を通じて得られる好ましい結果は、以前の有罪判決の記録をもつ二二才の青年の次の例がよい実例である。彼は繰返し財産犯を犯して刑罰をうけた。刑事裁判機関と法医学とによる共同調査は「誇示」の満足されない衝動が犯人の犯罪行為の主要な推進的動因であることを暴露した。監獄から彼が最後に釈放された後で彼は鉄道で未熟練労働者として働いていた。最初は彼は自分の低い地位に明らかに不愉快であったが、それも精神医学者の認定を賢明に利用するための適切な機会が現れるまでであった。

この犯人は、自分の権威を喜んで承認し、彼に欲されている尊敬を示すところの、年下の者とか、身体の虚弱な子供とかを好んで仲間としていたことも注目された。診断された彼の「誇示」への衝動は、また次の場合にも現れていた。つまり、彼がそうする何の権限もないのに、乗客の切符を検札したこと、彼の目的は、何らかの物質的利益ではなく、自分の地位の重要性に注意を惹きたいということにあった。彼はこのこととこれと同種の規律違反により懲戒処分をうけた。彼の切望を正常な水路に導くために、人事課は彼に機具点検係助手という下級の地位から鉄道客車運転手への昇進のための訓練の機会を与えるべきことを指示した。これは彼の自尊心を満足させた。というのも、それ以後、彼は責任観念、野心、よい労働規律を示し始め、結局彼が自分でたてた高い目標に達するのを可能にした。彼は今ではその領域での最良の人びとの一人と看做されている。しかしながら、精神医学者のよく認定した忠告がなかったならば、彼の繰返される反社会的行為の主観的な推進的動因をあばくことは、おそらくできなかったであろう。

このような複雑な問題が成功的に解決されるのは、ただ再統合と関係しているすべての機関と施設によって絵かれ承認された明確な計画に基いてのみ可能であること勿論である。正にこのことが、なぜに、地方委員会の内務部が監獄当局に原則として犯人の釈放より二週間前にいかなる基準が彼の再統合のためになされたか、そして関係地方機関と将来のすべての段階においてどのように協力するかを通告する義務をおっているかその理由である。このことに関連して、地方機関は、彼の行為に決定的影響を与える人々の集団の援助を確保するため、ひとしく再統合予定者の家族と面談しておくことを義務づけられていることも過少評価さるべきではない。

釈放された受刑者は、釈放後二週間以内に居住地区の委員会事務局に出頭しなければならない。そして、出頭のあったことの確認が関係職員により本人の釈放書類に記入される。このような処理方法の意図するところは、被釈放者が自分の独力で生きるにまかされたり、跡方なく消えてしまうことのないように、そして予め特殊化された再教育プログラムに従って実施されることを確実にするためである。再統合の問題について地方委員会の内務部は、すべての関連当事者、即ち、裁判諸機関、行政当

局、工場経営者、生産協同組合、社会組織、国民戦線委員会と、情報交換のため密接に協力する。その目的は、社会的再教育手段の継続を保証し、新しい犯罪行為の実行を助成する否定的な環境的影響を適時に認識し、進んで除去するためである。

この情報交換は、被釈放者の労働の場と余暇における行為について、および、再統合について法的責任を負っている特定の工場経営、施設、社会団体によって採られた手段について、明確な像を提供することを意図したものである。これらの規則的、定期的な情報交換の結果、前受刑者の秩序ある社会生活への適応を増してゆくことについて特定の国家機関と経済団体の関係職員が将来何をなすべきかについての討議が可能となる。この関連で重要な要因をなすのは、さきに触れた自発的な社会活動家である。彼らは、労働の場や居住区域の行政機関、社会団体と密接に協力して、個人的接触や関係を通じて、前受刑者の行動や将来の再教育に対して直接的影響を及ぼすのである。彼らはその義務に見合って、受刑者の余後についての必要な情報を集める権限をもっている。その結果とられるいろいろの処置は、内務部の指示の下に協力をうけ、且つ定期的に監督をうける。

以上の諸認定資料に基いて、内務部の長は、ある決定を下さねばならない。つまり、再統合過程をどのように続行するか、その後の監査は必要か否か、どんな種類の監査か、誰によって、何時、なされねばならないか、或は、再統合は既に完了してしまったとみなしうるか否か、を決定しなければならない。すべての再統合措置の効果の徹底的な検討と評価の後、被釈放者が秩序ある社会の規則に従って将来の生活を導いてゆくために必要な結論を示したと確定されうる場合、この可能性が与えられる。再統合を終了せしめる理由が述べられねばならないし、これらの理由は内務部の長によって認証されねばならない。このことが前受刑者の再統合にむけられたすべての措置の厳格な秩序体系の作用を保証し、社会主義合法性の遵守を保障する。このようにして、気まぐれ、不当な監督、又は本問題の処理の表面性は殆んど大部分排除される。

勿論、再統合、とくに労働過程への再統合に非現実的な見方が屢々悪い影響を及ぼさないと考えることは誤っている。次の様な場合にそのことが起る。即ち、前受刑者がある競争コンテストに参加している労働チームに配置され、その競争の条件の下では、この新しいチーム要員によるサボ戦術や悪い労働によって生ずる賃金やボーナスの支払の減少を我慢せねばならないという場合である。

この種の例は、経済的刺戟の誤った適用がチームの彼を受けいれる積極性をほりくずし、再統合のすべての機会を危くすることのないように、将来、このような逸脱者がチームに加わった場合に、そのような条件についてもっと注意を払うべきだという結論に導いた。特にこのような場合は、相互の人間接触の確立が極端に困難な問題となる場合の一つである。

しかし、正しくこれは、その上にたって相互信頼の基礎を形成し、これら逸脱者の全生活様式、その習慣と基本原理における急激な変化を実現するための基礎である。前反社会的法違反者の再教育に含まれている主要な困難は、集団やチームからの孤立、それに所属しその活動に参加する欲求の欠如にその根拠をもつという事実に目をつぶってはならない。これらの前受刑者と後れた習慣によって形成されたその環境との関係は、顕著な符合を示し、幾分かは人格的特徴とさえなっている。彼らの社会的地位と彼らの第三者に対する関係が現実に対する彼らの一身的態度を形成している。

これら違反者の行動は、それゆえ、彼らが生活している社会的条件を参照して判断されねばならない。前受刑者の全行動様式の理解の鍵をなすものがこの社会的条件であることはまれではない。次の事案が一つの問題点を示している。ある若い婦人が窃盗の共犯として有罪判決をうけた。監獄から釈放後、労働地に送られた。まず最初から彼女の業績記録は不充分であった。彼女は屢々仕事に遅刻し、全然出てこないこともあった。チームの成員が数度にわたり彼女と真情あふれる対話をかわした後では、事態は改善された。その結果、彼女とチーム成員との間に相互信頼の密接な関係が発展した。そして彼女は、自分が妊娠していること、激しい苦痛で苦しんでいることを彼らに打明けた。彼女はそのことを黙っていたので彼女の両親も知らなかった。彼女は今の友達、工場での尊敬し大変好きな友人達が、彼女が以前の知人、前に有罪判決をうけた記録をもつ男と子供をもうけたことを知った時、どんなに反応するかを思いわずらっていた。

この女性犯人は、そのチーム成員から独りでやってゆくように放置されることはなかった。経営者と労働チームとの合同会議が地方の委員会の代議員と刑事裁判官の職員の参加をえて開かれ、このデリケートな人間関係への満足のゆく解決が見出されたばかりでなく、経営も又金銭的にこの女性犯人と同じ工場で働いている未来の夫との計画された結婚を援助することを決定した。このことがこの婦人が過去と訣別しうるために必要であった。今日、彼女は熟練した平板研摩工であり、信頼に値する勤労者である。彼女がもし放置されていたら、彼女は秩序ある生活への道を不可避的にふさいでいる柵と彼女に思われざるをえなかった、複雑で対人的、物質的諸問題に対処できなかったであろう。

特殊の再統合の問題が起るのは、前受刑者が心理異常を示す場合であり、又、彼らが重いアルコール中毒者である場合である。これらの者たちは社会的に追いたてられた者であることが多く、その再統合は大きな配慮と周到さを必要とする。これらの事案においては、刑事裁判機関、内務部、将来の作業場所の経営者の間の密接な協力が必要であるばかりでなく、地方委員会の医療センターの支援も必要である。地方委員会には、アルコール中毒患者と精神異常者のための治療センターが附置され

ている。この種の者の有効な再統合を確保する唯一の途は、心理学者、教育学者、専門医師と相談して、個々の事案の成功的な再統合のためいかなる治療手段が必要かを見出すことである。このことは特にアルコール中毒患者において複雑である。経験の示すところでは、長期の監獄刑服役中の強制的節制ですら、その釈放後の逆戻りを防ぐことはできないから。

ここでは徹底的な、手ぎわのよい、しかも有効な社会相談センターの余後活動が不可欠である。これらの事案においては、医学的治癒の特殊の手続に犯人を強制するもう一つの可能性がある。経験の示すところによれば、特にこの類型の者は、その知的機能において重大な錯乱に容易に至り、顕著な強度抑止、運動神経の昂進に至る。結果としては、次第に人格崩壊を導き、その社会的地位を失い、中毒患者のみならず、その直接の環境、第一に彼の家族に悪い影響が生ずる。

飲酒癖と結びつく不可避的な社会的腐敗は何よりもまず財産犯の原因であることは容易に理解することができる。アルコール中毒者は、利用できる金の著しい部分を多くの場合はその殆んどを酒への欲求を満足さすために費消する。そして彼も又、居酒屋の外の生活のために支払うべき金を必要とすることを「忘れる」のである。中毒者に再び戻ったこのような前受刑者が、妻がいたり扶養すべき子供がいる場合には、すべてはもっと深刻になる。これらの問題の特別の研究は、飲酒癖、反社会的行動、犯罪現象の間の、有害な内的関係をとくに明瞭にあばいている。不安定で社会的に根のない人たちが飲酒耽溺に向う傾向のあることも周知の事実である。このことは、大なり小なり、彼らの全人格に蔭をおとし、それを通じて彼らの社会的行為の規則を決定する。真の文化的関係や欲求も、かりにそれが存していても、自から飲酒癖によって無能化される。従って、被釈放飲酒中毒者に屢々見られる著しく低い文化レベルはこのことを説明している。

彼らの社会復帰への鍵は、大部分彼らがその耽溺をなおすこと、そして酒類の過度の費消の論理的結果であり、屢々新しい犯罪行為の源泉であるところの、すべての物質的、心理的緊張を除去することにある。このことがなぜ、犯人がなお監獄にある間から医学的、心理学的処置が開始されるか、そして釈放後もなお組織的に続けられるか、その理由である。このようにして、被釈放者の文化水準、行動様式、習慣に決定的影響を与え、彼らの欲求を社会の利益と調和しつつ満足さすことへと導いてゆくことが現実に可能となる。

以上のことから次のように結論することができる。ドイツ民主共和国においては、もと法違反者の社会的再統合のための法的に確定された体系が展開され、既に今日広汎に実践されている。この体系は種々の国家機関と経済施設との間の相互作用と協力を明確にすることに限らず、また、この体系の中にその場所をしめている幅の広い諸社会力を益々広範囲に、個別的事案に即して動員しようとしている。大規模の自発的な援助者の積極

的参加は、再統合過程に対する公共機関の逓減することのない責任をいささかも減じるものではなく、その職務がより有効に実施されるためにより広い支持根拠を提供するものである。この広汎に根拠づけられた活動は、また、なぜドイツ民主共和国において「再統合」という術語が、単に労働の場所の指定や生活設備の指定を意味するのではなく、共同社会の生活規則によって鼓舞される真摯な相互人間関係の発展に第一義の重要性をおいているかを明らかにするものである。法違反者とその四囲との間に真実の信頼関係が創造されなければならない。その結果、犯罪者は、その釈放につき、健全な社会環境の中に次第にその根を生やし、その一部分となり、自分自身の生活様式のための基準としてその行為規則や道徳基準を採用するようになる。かくして、個人に救助の手がのべられるだけでなく、同時に社会から犯罪現象を根絶することに向っての重要な一歩がとられることになる。

このことが一日にして完成するものでないことは犯罪闘争とそれに結びついた予防的教育活動における日々の経験に照らして明らかである。しかしながら、最初に述べたように、犯罪現象は社会主義社会にとって異質であり、社会主義国家とその市民の不屈の努力を通じて、やがては犯罪現象は克服されるであろうということを、犯罪現象とその類型に基いて、主張することができる。（以上）

監獄刑の執行と受刑者の社会への再統合に関する法律

――一九六八年一月一二日行刑及び再統合の法律――

第一章　基本規定

第一条　監獄刑の執行と受刑者の社会への再統合に関するこの法律は、監獄刑の執行の目的と内容、矯正職員の任務と権限、ならびに受刑者の権利と義務を規定するものであって、ドイツ民主共和国の統一的法体系の一要素をなす。さらに、この法律は、受刑者の社会への再統合に適用される諸原理を取扱うが、この諸原理たるや、監獄刑判決の執行と再統合のための法律的基礎を形成しているものである。

第二条　(1)　監獄刑判決の執行によって意図されているものは、受刑者及びその他の市民の心に、可罰行為の重大性と非難性、社会主義国家と社会秩序の不可侵犯性を印象づけ、社会を将来の可罰行為から保護し、有罪の言渡をうけた者に対して、社会主義社会に対する彼らの答責性と損害を償い自らを改善する彼らの義務を強調することである。

(2)　監獄刑は、国設の監獄において執行される。個々の可罰

行為の特殊性と刑罰の目的に応じて、また、可罰行為、人格、務めるべき刑期の長さに応じて、個別化された命令により、かつ、集団的、社会的有用労働と社会意識を発展させることを目的とした教育とを通じて、さらに、教育的助成の職業訓練や普通訓練を通じて、受刑者は、社会主義的合法性に良心的な尊敬を払い、人間の共同体の責任ある一員として生活を形成するように教育される。

(3) 受刑者が損害を償い、自らを改善しようとする努力が展開され、助成されるのは、社会団体の個別化された協力によって、労働過程における責任ある任務を受刑者に付託することによって、また、厳格な規律を守らせ、文化活動を通じてである。

第三条 (1) 監獄刑の執行の間、社会主義的合法性が厳格に遵守されねばならない。社会主義社会が犯罪者の処遇に際して導かれている正義と人間の尊厳に対する尊重もまた、不可侵的な原則である。

(2) 刑に服するに当っては、何人もその国籍、人種、信条、イデオロギー、又は社会階級ないし階層への所属により差別されない。

(3) 受刑者の自由は、彼の在監中、法律の規定する範囲においてのみ制約されうる。いかなる懲戒処分、保安処置も、法律に規定されたものでない限り適用されることができない。

第四条 (1) 監獄刑判決の執行中の矯正は、受刑者を主としてチーム内で実行される社会的有用労働につかせることを中心にすえて行なわれる。その矯正効果は、監獄の類型と期間の長さを考慮にいれたところの、種々の職業訓練や資格取得によって高められうる。

(2) 労働能力のある受刑者は作業につく義務がある。

(3) 受刑者のなした作業については、その作業の内容と刑罰の類型に応じて支払がなされなければならない。

(4) 受刑者には労働安全と健康保護が保障される。また、定期的に衛生施設区劃において診断をうけ、社会的サービス体系通りの衛生措置と医療をうけ、物質的な手当を受ける権利がある。作業によって蒙った健康障害については、すべて、その釈放後、社会保険規定にしたがった処理をうける。

第五条 (1) 少年に科された刑の執行は、彼らを意識的な社会規律、答責性、労働にむけて指導することである。彼らの教育は、彼らが社会的有用行為にむかってのびてゆき、余暇の有意味な利用ができるようになる、そのようなやり方で、工夫されなければならない。

(2) 監獄刑の判決をうけ、又は、認可学校に転校を命ぜられた少年は、刑罰の類型とその目的に応じて、個別化された市民教育と訓練、職業資格の諸手段により援助されるべきであり、釈放後はその資格と能力に適した、社会主義共同体内の場所を占めることになる。サークル、学習チーム、文化・スポーツグループ、積極的協力、委員会活動などの方法によって、少年は訓練と教育の過程で統合されることができる。

第六条　(1)　刑事手続と共に始まり、刑事施設に引つがれてゆく受刑者の教育は、社会の中に、とくに、労働過程への、すべてを包括する再統合の方法により、組織的に完全にされる。

(2)　企業の経営者、国家的機関や施設の長、協同組合と社会組織の議長は、社会主義諸集団との密接な協力により、再統合を積極的に支援しなければならない。

第七条　刑の執行についての検察庁の監督は、特に、社会的有用労働および市民的訓練と教育に基く受刑者の再教育における合法性の遵守にむけられ、また、労働時間・労働安全・作業賃金・余暇時間の利用についての諸規程および受刑者のための収容設備・食事衣服のみならず、衛生上、医療上の配慮に関する諸規定の遵守にむけられる。

第二章　執行機関の任務と構成

第八条　(1)　監獄刑の執行は内務大臣の権限に属する。

(2)　内務大臣とドイツ人民警察長官は、監獄刑の執行につき、内閣に対して責任をおう。

(3)　軍人に関する監獄刑と拘留刑の執行は、軍事上の緊急事態に際しては、国防省の機関によって実行されることがある。

第九条　(1)　行刑局をもって最高の行政機関とする。

(2)　以下の施設に刑の執行が付託される。監獄、監獄支所、少年刑務所、労働による再教育支所、認可学校、監獄監房、監獄刑・拘留刑・少年拘留刑・労働による再教育のための各特別区劃、および営倉。これらのすべては執行機関である。

第一〇条　(1)　最高行政機関は社会主義的合法性の厳格な遵守により、社会の要請に応じて、監獄刑の有効な執行を保障しなければならない。それは次の義務をおう。

一、刑事施設内の安全、秩序、規律を保障すること。

二、受刑者の拘禁と再教育を保障し、さらにその物質的必需品その他の必要物を調達すること。

三、釈放される受刑者の社会での再統合を理解のあるやり方で準備すること。

四、個別化されたやり方での刑の執行の矯正的機能に社会団体をまきこむこと。

五、受刑者と国家機関、社会組織、親族、第三者との関係を調整すること。

(2)　最高行政機関は、刑事施設の資格ある運用指導と統制を保障しなければならないし、継続して執行活動を評価し、体系的な調査活動を組織し、長期任務を詳細に仕上げ、解決し、更に、有益な経験の一般化を確実にすることに努めなければならない。

(3)　その任務を完全に遂行するという観点から、最高執行機関は、他の司法団体、官庁、指導的経済団体、関連施設、社会組織と密接な協力をたもたなければならない。

(4)　最高執行機関は、矯正分類、訓練と教育を保障しなければならない。また、矯正職員のもっとも有効な採用を保障しな

ければならない。

第一一条 (1) 刑事施設の長は、それぞれの担当区域において、第一〇条(1)に列挙された任務の完遂を保障しなければならない。収容と宿泊設備、再教育と就労、受刑行の必需品の調達、医療に関して必要な決定をしなければならない。その他、すべての相当の処置を実行しなければならない。

(2) 刑事施設の長は、労働能力のあるすべての受刑者が集団的社会的有用労働に就労するよう保障しなければならない。刑罰の類型を考慮しつつ、いろいろの形の一般的、職業的資格取得を配慮すべきである。少年刑務所と認可学校においては、職業教育のみならず、尊通教育がほどこされなければならない。

(3) 刑事施設の長は、その任務を完遂するため、司法団体、経済団体、関連施設、さらに、社会組織や社会団体と密接な協力を保たなければならない。

第一二条 刑事施設の長は、個々の刑事施設の長によって発せられた決定を廃止する権限をもつ。もし、その決定が法律または、その施行規則を犯すものであるときは、廃止する義務をおう。

第一三条 (1) 刑事施設に勤務する職員は、その業務について注意深く選任されねばならない。執行業務遂行の能力をもたなければならないし、立派な政治的、一般的知識をもつばかりでなく、教育学的、心理学的知識と能力をもたなければならない。

(2) 里親、教師、講師は、教育学的心理学的訓練をもたなければならないし、規律に服しない少年の再教育に適した人でなければならない。

(3) 刑事施設の職員は、その任務の枠組と附与された権限の範囲内で、受刑者に命令を発し、それを履行させる義務と権利をもつ。

第三章　刑の執行における個別化

第一四条　監獄刑の執行の必要条件

(1) 監獄刑の執行の前提条件は、ドイツ民主共和国の裁判所がなす最終判決であり、その判決の中で刑の言渡が宣言される。

(2) 裁判所は判決文の写を執行機関に送付しなければならない。

(3) 受刑者の刑事施設への収容は執行機関によって行なわれる。

(4) この収容は、個別的教育プログラムを決定する目的のため、容認の手続と関連せしめられることができる。

監獄刑の執行の態様

第一五条 (1) 監獄刑の言渡は、厳重類型、普通類型、緩和類型として実行される。

(2) 監獄刑執行の類型は、受刑者にとのえられる収容設備の方式、監督方式、監獄内における移動の自由について区別さ

れたものである。これに関して、命令や規律についての規程にも区別があり、なされた作業への支払金にも区別があり、個人との面会の範囲に区別があり、また、受刑者の矯正過程への参加にも差がある。

第一六条 (1) 普通類型の監獄刑は次のような有罪者に適用される。

一、ある犯罪により二年以下の監獄刑の判決をされたもの。但し、第一七条(1)項二号により、厳重類型の執行を適用されるものを除く。

二、計画的な軽微な犯罪のゆえに監獄刑の判決をされたもの。但し、第一七条(1)項三号により厳重類型の執行が適用されるか、又は、第一八条(1)項二号により緩和類型が適用されるものを除く。

(2) 普通類型の執行の範囲内において、受刑者は自らの努力により保護観察と復権のため個別化された累進的特典制度により鼓舞される。

第一七条 (1) 厳重類型の監獄刑は、次のような有罪者に適用される。

一、ある犯罪により二年以上の監獄刑の判決をされたもの。

二、ある犯罪により二年以下の監獄刑の判決をされたものであって、計画的犯行による可罰行為により一年以上の監獄刑ないし労働による再教育でもって以前有罪判決をうけたことのある者。

三、計画的な軽微な犯罪により監獄刑の判決をうけた者で、少くとも二度の以前の有罪判決により監獄刑又は労働による再教育をうけたことのある者。

(2) 人に対する罪、少年と家族に対する罪、社会主義財産に対する罪、個人的・私的財産に対する罪、公共安全に対する罪、ないし、国家秩序に対する罪により、二度の以前の有罪判決をうけた者がさらに刑法典第四四条により、この類型の犯罪の反覆によって判決され、又は、計画的な軽微な犯罪につき判決された場合、および、累犯に関する特別規定に従って判決された場合には、それ以外の受刑者から分離して収容されねばならない。

第一八条 (1) 緩和類型の監獄刑は次のような有罪者に適用される。

一、過失によって犯された軽微な犯罪につき監獄刑を判決された者。

二、故意に犯された可罰行為について以前に有罪判決をうけたことのない者が三ケ月ないし六ケ月の監獄刑を判決された時。

第一九条 労働による再教育

(1) 労働による再教育は、受刑者の人格と経歴に注目しつつ、普通又は厳重の類型の監獄刑に際して実施される。矯正計画の過程で、受刑者は労働による再教育により彼らの社会的統合の準備をなし、社会的答責性の感覚を身につけることができる。

(2) 緩和類型の監獄刑は、以前に労働による再教育の判決をうけたことのないすべてのものに適用される。但し、(3)項三号が厳重類型の監獄刑の適用を必須たらしめる場合を除く。

(3) 労働による再教育の判決をうけた者は、次の場合において厳重類型の監獄刑に服する。

一、労働による再教育の、仮釈放による中止が取消されたとき。

二、再度労働による再教育の判決をうけたとき。

三、故意犯につき他の類型の監獄刑の数次の以前の有罪判決をうけた者。

第二〇条　異った類型の監獄刑への移送

(1) あらゆる方面でのきずのない行為により、自らの改善とその斎らした損害の補償についての決意を十分に明らかに示す者は、刑事施設の長により、より軽い等級に移されることができる。この点について検察官は報告をうけるものとする。

(2) 例外的場合には、受刑者は、より厳重な等級に移されることがある。すなわち、それまで採用されてきた等級での判決の執行、すべての可能な規律上の諸手段によっても、採用された矯正手段、刑罰の目的が達せられないとき、しかも、かかる事態を、より厳格な等級の監獄刑の適用によって落着せしめることが合理的に期待されるときである。移送は刑事施設の長の申立によって最高行政機関によって決定される。このためには検察官の同意を必要とする。

第二一条　拘留刑の執行

(1) 拘禁は特殊の様式で実行される。

(2)* 認可学校においては、特殊の命令と強化された矯正労働が課され、少年の社会的不適応が克服されることを助ける。学校教育、職業訓練、市民教育、文化活動、スポーツにより、人間共同体の一員として、又、個人としてて、その将来の生活にとって社会的答責性の感覚を発展せしめることが可能となる。

〔*本項は明らかに誤訳と思われる。中山教授の訳によれば、「(2)拘留刑の執行においては受刑者の即時の、かつ感銘力のある訓練に重点が置かれる。それは社会的に有用な作業の遂行により執行される。」となっている。訳者註〕

第二二条　認可学校への移送

(1) 認可学校における矯正は、特殊の様式で実行される。

(2) 認可学校においては、特別の規制と感銘的な教育的作業が課され、少年の社会的不適応が克服されるようになる。彼らは学校教育、職業教育、市民的教訓、文化活動、スポーツを通じて、その将来の社会生活、個人生活において責任のある行為をとることができるようになる。

第二三条　少年の拘留刑の執行

(1) 少年の懲戒拘禁は特殊の様式で実行される。

(2) 少年の懲戒拘禁を実行するには、少年の否定的側面が更に発展することのないように懲戒的処置により厳格にとどめられねばならない。懲戒拘禁を判決された少年は、社会的有用労働と自由時間の有意義な利用によって、秩序と規律を教えられ

ねばならない。

第二四条　軍人の拘留刑の執行

(1) 軍人の拘留刑は特殊の様式で実行される。

(2) 軍人は、その拘禁期間中、法律的、軍事的規定を尊重すること、また、規律と秩序に関して答責性の感覚を教えられねばならない。

第二五条　受刑者の収容

(1) 裁判所の最終判決に従ってそれぞれ次のように収容される。

一、監獄刑の判決をうけた成年者は、監獄、監獄支所、その特別区劃において。

二、労働による再教育の判決をうけた者は、再教育支所とその特別区劃において。

三、被拘留者は、拘留拘禁特別区劃において。

四、監獄刑の判決をうけた少年は、少年刑務所において。

五、認可学校への移送を判決された少年は認可学校において。

六、拘留刑の判決をうけた少年は、少年拘禁施設において。

七、拘留刑の判決をうけた軍人は、営倉において。

(2) 本法の意味での受刑者は、第(1)項に列挙された刑事施設のどれか一つに収容された有罪判決をうけた者をいう。

(3) すべての刑事施設において、女性の受刑者は男性の受刑者から分離されて収容される。受刑者の矯正効果を高めるために、その他の分離が実施されうる。

第四章　矯正手段

第二六条　(1) 矯正のための刑罰手段は、秩序と行為に関する規則を実行させること、受刑者を社会的有用労働に就労させること、市民としての訓育、教育をうけさせること、および褒賞と懲罰手段を合理的に使用することからなる。

(2) 矯正のための刑務作業は、一つの統合過程として工夫さるべきである。受刑者の就労は、監獄刑を含む判決によって達成される目的に従属せしめられる。

労働による再教育

第二七条　(1) 労働による受刑者の再教育は、社会的有用労働に対する意識的接近を習慣づけ強固にすることにあるばかりでなく、保護観察と復帰に対しても同様の態度を養成するにある。

(2) 受刑者は、その労働能力に従い、彼らの職業上の賃格、技能、才能をできるだけ考慮して、作業につくようにされる。年齢、健康状態から何らかの生産労働に従事することができない受刑者に関しては、合理的な仕事が医学上の忠告に基いて工夫さるべきである。

(3) 受刑者は割当てられた作業を秩序ある仕方でしなければならないし、お互に協力しあい、その仕事のために必要な技能や能力を獲得する義務がある。

第二八条 (1) 受刑者は国営企業又は同様な種類の企業で働く。受刑者の仕事は、内務省と関係経済団体との間の協定により組織される。

(2) 工場や工場の区劃における受刑者の作業は、刑事施設と工場との間の協定に基いて実行される。これらの協定は、受刑者の就労がそのもとで組織される条件を含まなければならない。

第二九条 (1) 受刑者が就労する国有企業又は同種の企業において、その経営者は次の義務を負う。

一、刑事施設の長と協力して、矯正と施設の任務の解決のための最も有効な方法や手段を発展させ、完全にし、補うこと。とくに、受刑者の活動の最も目的的組織化、その資格取得、生産についての議論、ある形式の競争をふくめての任務についてである。

二、受刑者の革新者運動への協力を鼓舞すること。

三、受刑者にその職業上の技能のゆえに有効な矯正上の影響を発揮することのできる親方を、受刑者の作業をする支所や職場に採用すること。

(2) これらの親方は、本法の中に含まれている諸規定を遵守する義務があるし、その規定の実行について予め約定しておく義務がある。彼らの義務と権利は関係刑事施設の長との一致のもとに、特殊工場規程として約定されることができる。

第三〇条　市民としての訓育と教育

(1) 刑事施設における市民としての訓育と教育は、受刑者の社会に対する意識的関係を発展させることを目的とする。

(2) それは第一に受刑者を人間の共同体内の生活規則を遵守するように教育すること、および、受刑者の教育的、文化的水準を高めることにむけられている。

(3) 社会的有用労働と教育プログラムに基いて、刑罰の目的に奉仕しているところの教化手段が、市民教育、訓練、進んだ教育、文化的訓育と教育、受刑者の肉体の訓練のために、実施さるべきである。

(4) 企業や訓練施設は、刑の執行中に得られた何らかの資格に関しては、免許証、証明書、学業についての卒業証書を発行しなければならない。

第三一条　秩序と規律の教育

(1) 受刑者に秩序と規律の習慣をつけることは、監獄内においても釈放後においてもその行動を教育することの統合されるべき部分である。

(2) この法律を補完するために、監獄規程が発せらるべきであるが、それは、矯正職員その他の者、職員相互間に対する受刑者の行為規則及び刑事施設内の日課を含まなければならない。

第三二条　諸社会力の参加

(1) 諸社会力はいろいろの方法で、刑の執行の任務の解決に関与するものとする。執行職員は、社会組織、国家機関のみな

らず、受刑者が作業をしている企業や施設、勤労者の組織と必要な協定を結ばねばならない。

(2) 諸社会力の参加は、矯正過程のより有効な形成を達成するのに役立つ。就中、市民的訓育と教育、文化活動、一般的資格や職業上の資格を提供する場合のみならず、受刑者の再統合のための準備をするのにも役立つ。

(3) 受刑者の親族による個人的影響がその再教育を高めるために利用さるべきである。

第三三条　褒賞と懲罰

褒賞と懲罰は、矯正処遇の体系の範囲内で、受刑者の行為と人格の全面に適合して、個別化された様式で用いられるものとする。

第三四条　褒賞

(1) 割当てられた課題を模範的やり方で完遂し、高度の規律を作業上証明し、顕著な成果をあげ、矯正上の努力を助けた受刑者は、他と区別されるべきである。

(2) 次のような区別が褒賞さるべきである。

一、賞賛、

二、特典の附与、

三、前に課された懲罰の相殺、

四、賞与金、

五、より軽い刑罰の等級への移送。

(3) 褒賞は個人に対してもチームに対しても可能である。

第三五条　懲罰

(1) 義務その他行為規則の有責な違反については懲罰がなさるべきである。

(2) 懲罰の適用は、違反の重大性に見合ったものでなければならない。

(3) 次のような受刑者の行為は重大な規律違反である。

一、刑の執行に従事している看守その他の者の行為に抵抗してなされたもの、

二、刑事施設内の安全と秩序の著しい脅威に導くもの、

三、繰返し犯され、又は、数人共同して行なわれるもの、

四、他の受刑者を反規律的行為にあおり、導くおそれのあるもの。

(4) 次の懲罰が科されうる。

一、譴責、

二、特典の縮小又は撤回、

三、屏禁、

四、より厳格な程度の刑罰への移送。

(5) 懲罰は個人に適用されねばならない。

(6) 懲罰の賦課は受刑者の刑事答責性を排除するものではない。

第三六条　屏禁

(1) 屏禁は自由時間の間の、独局又は加重独居の監禁の方法で実行される。

(2) 単純又は加重独居監禁は、特に重大な違反の場合においてのみ適用され、二一日間を越えてはならない。屏禁中は、受刑者は医者の統制のもとに置かれていねばならない。

(3) 加重独居監禁は成人受刑者にのみ適用される。

第三七条　保安処置

(1) 受刑者に対する保安処置は、それが逃亡、看守、その他の者、受刑者に対する物理的暴行を予防するため、又は、法と秩序の維持のため、必要であるのでなければ適用してはならない。

(2) 保安処置の使用は事態の危険性の程度を越えてはならないし、必要な程度以上続いてはならない。その適用は、懲罰又は刑事訴追を排除するものではない。

(3) 保安処置は次のものである。

一、独居監禁におくことによって受刑者を隔離すること、

二、灯火を除いて、家具その他の物を引きあげること、

三、道具なしの、又は用いての物理力の行使、

四、適用規程に応じた火器の使用。

第五章　少年の監獄刑の特則

第三八条　(1) 少年の刑罰の執行は特別の刑事施設で行なわれる。

(2) 少年のための刑事施設においては、すべての条件は、公認の青少年政策の諸原理に従い、少年の肯定的発展を確保するために、用意されねばならない。訓育、教育過程のせべてが少年の倫理的、道徳的成熟度、その精神的特殊性、その教育水準を考慮して、実行されねばならない。

(3) 少年の刑罰の執行を有効に形成するため、もっとも密接な協力を必要とするのは、両親、保護者、青少年福祉、青年同盟、少年の以前の学校や職場の代表者である。

少年刑務所における監獄刑の執行

第三九条　(1) 少年刑務所においては、一般及び職業訓練は、社会主義大企業との密接な協力において保障されている。訓練は、国民経済の要求に合致し、よって、少年の長期の発展を高めるようなやり方で形成される。

(2) 少年刑務所においては、義務教育の完成が保障されるが、それは、一般訓練体制に基いて効果をあげねばならない。少年は普通教育と職業教育をうける義務がある。

(3) 逮捕によって中断された職業訓練手段は、すべて、できるだけ充分に継続せしめられねばならない。

(4) 一たん始められた職業訓練手段が、刑務所からの少年の釈放までに完成しなかったときはその職業訓練の継続が予備的、補完的再統合の枠組の中で保障されねばならない。少年刑務所の長は、地方の行政機関と協力して、できるだけ早く必要な手段を始めなければならない。

第四〇条　(1) 少年刑務所における監獄刑の執行が、少年が一八歳に達する以前に始ったときは、資格取得手段が始まって

いて未だ完成しないとき、一八歳の誕生日を経過した以後もこの施設に留まるものとする。

(2) 監獄刑は、もし有罪判決をうけた者が一八歳に達していても二一歳に満たないときは、その人格の発展において著しい職業上、教育上の水準における弱体を示しているとき少年刑務所で執行することができる。

(3) 前項(1)項、(2)項の条件の下で青少年刑務所に収容されている少年がその行為によって法と秩序を乱し、他の少年に有害な影響を示すときは、少年刑務所の長により成人の刑事施設に移送することができる。このような移送に当っては、公訴検察官の同意が必要である。

第四一条　認可学校における刑の執行

(1) 認可学校における刑の執行は、少年にその過去の無責任な行為を印象ずけ、その釈放後、社会主義合法性と共同体内の生活規則の尊重と遵守を彼に可能にするものでなければならない。

(2) 認可学校における教育的作業は、学校教育、職業訓練、市民教育、文化活動、スポーツに基くものとする。少年は参加する義務をおう。

(3) 関連の公訴検察官と認可学校の長とは、規則的な間隔をおいて、第一回目は一年が終る前に、少年の釈放が正当であるかどうかを検討しなければならない。もし正当であるときは、裁判所は検察官の申立にもとづいて釈放を決定する。

第四二条　少年の拘留刑の執行

拘留刑の判決をうけた少年は、厳格な秩序と規律によりその反社会的行為を宣明されたものでなければならない。また、いかなる継続的な否定的発展も、科せられた相当の作業、自由時間の有意義な形成により、とどめられねばならない。

第六章　受刑者の義務と権利

第四三条　(1) 法の規定に従って、受刑者はその国籍、人種、信条、イデオロギー、階級ないし階層の所属にかかわらず、同一の義務と権利をもつ。

(2) 刑の執行中、彼らは、刑事施設内の安全と秩序を維持するため、及び、受刑者の再教育のため、必要であるところの制約に服するものとする。

第四四条　受刑者は次の義務をおう。

一、本法とその施行規程に規定された行為規則のみならず、施設規程に規定された行為規則に従うこと、

二、矯正職員の命令及びその命令の監督にたずさわる者の命令に服従すること、

三、秩序だったやり方で課された作業を実行し、作業の上でお互に助け合い、作業時間一ぱい働くこと、

四、道具や機械を破損・損傷しないように大事に取扱うこと、資材を経済的に取扱うこと、

五、倉庫や作業場の設備をきちんとした状態に保ち、よい秩

序においておくこと、

六、市民的訓育と教育、一般知識向上の講義に参加すること、また、その作業に必要な技能を身につけること、

七、保健、労働安全に関する規則のみならず、火気統制についての規則を守ること、

八、人や物にたいする危険については即座の通告をなすこととおよびそれらをできるだけ防ぐこと。

第四五条 (1) 在監中に損害を有責に惹起した受刑者は民法により賠償責任をおう。

(2) 強制作業の履行中の損害の有責な惹起については、受刑者は直接損害賠償の責任をおう。支払うべき額に関しては、労働法典が類推適用される。

(3) 賠償を支扱う義務に加えて、本法による懲罰が適用されうる。

(4) 受刑者が何らかの損害を有意的に惹起したときは、公訴検察官に通告されねばならない。検察官は予備手続を開始するかどうかを決定する。

(5) 損害の有責な惹起が五〇マルクをこえないときは、刑事施設の長は、法定手続に訴えることなしに、命令の方法で賠償を強制する権限がある。

第四六条 受刑者が有責に惹起された損害を任意に承認し、それを支払う意思のあることを供述したときは、賠償の方法と手段について書面として約定されることができる。

第四七条 受刑者は次の権利をもつ。

一、食事、宿泊設備、必需品の受供、

二、拘禁の実施と等級の原理に応じて区別のある作業に対する報酬、

三、生産、競争キャンペイン、革新者運動への積極的参加、

四、家族の成員との交信、面会、その再教育のために、個人的接触は家族以外の者に広げられうる、個人的接触は監視の下におかれうる、

五、新聞、雑誌その他の公刊物の購読、

六、食物や個人的必需品の購入、

七、選挙権を含め、ドイツ民主共和国の裁判所の前で一身上の問題について自己を防衛すること、

八、不服申立及び請願。

第四八条 矯正業務への受刑者の組込み。

(1) 答責性の観念、社会の一員たるの感情、自己教育の発展と高揚のため、受刑者は、特定の課題と答責性をまかされることによって、矯正業務の一端をになうものとする。

(2) 特定の課題と答責性を受刑者に託するに当っては、その作業、命令と規律の実施、自由時間の意味ある形成、訓練、上級訓練及び関連の一般的、職業上の資格を参考にしなければならない。

第四九条 宗教団体の成員である受刑者は、その請求により、相当の形式において宗教活動を施行する権利をもつ。

第五〇条 (1) 受刑者は屏禁、保安処置の適用に対してのみならず、本法第四五条(5)項による賠償支払命令に対しても不服申立をする権利がある。かかる不服申立は延期効をもたない。

(2) 不服申立は刑事施設の長になされる。

(3) もし刑事施設の長が不服の原因を除去することができないときは、直ちに、最高行政機関に決定のため委託される。また、権限のある検察官に通告されるものとする。

第七章 刑の執行の延期、中断、遮断、満了

第五一条 (1) 監獄刑の執行は、有罪判決をうけた者の申立により、刑の執行の結果として、本人又はその家族に、刑罰の目的をこえて、著しい不利益が生じ、執行の延期によって避けられ又は緩和される場合には、六ケ月まで延期されうる。

(2) 有罪判決をうけた者が重大な病気により医療を必要とするときは、時期の制限なしに、執行の延期が許される。

(3) 有罪判決をうけた者が精神異常となったときは、執行の延期が許される。

第五二条 (1) 軽微な犯罪について判決をうけた妊婦には執行の延期が許される。重大な独罪について判決を受けた場合にも許されることがある。

(2) 出産休暇が終了するまで執行の延期が許される。地方の医師職員がある手段を推薦するときは、それまで延期が拡大されうる。

第五三条 (1) 執行の延期は刑事施設の長によって命ぜられる。公訴検察官は通告をうけるものとする。

(2) 延期に連なって、有罪判決をうけた者は刑の執行を免れないことを保障する確実な義務をおわせられなければならない。彼がその義務を履行できないときは、直ちに刑の執行が命ぜられる。

第五四条 監獄からの釈放

受刑者は、全期間を務めあげたとき、彼の判決が仮釈放によって中断されたとき、恩赦があったとき、刑の執行の中断が許されたとき、刑の執行のための条件が消滅したとき、監獄から釈放される。

第五五条 保護監察による刑の執行の遮断

(1) 検察官と刑事施設の長は、可罰行為、人格、受刑者のすべての面での行為、特に刑の執行期間中の積極的展開、その規律と労働の成果を考慮して、保護観察に基く停止の条件が熟しているかどうかを、引継ぎ検討しなければならない。

(2) これらの条件がととのっているときは、確証された申立が管轄裁判所になされるものとする。保護観察に基く停止の矯正効果を高めるために、刑法典第四五条(3)項による処置が適切な事案について適用される。

刑の執行の中断

第五六条 (1) 刑の執行は次の場合中断される。

一、受刑者の健康状態が継続的な医療上の注意を必要とする

ときで、可罰行為の重大性、監獄収容期間の釣合いがそのような処置を許すとき、

二、刑事施設の医療設備では実行できない特殊の治療又は手術が必要であるとき、

(2) 可罰行為の重大性と監獄の中で務めらるべき収容期間の釣合いを考慮することにより、遅滞を許さぬ事がらの処理のため、一週間以内の刑の執行の中断が許される。

第五七条 (1) 受刑者の妊娠が確定したときは、彼女が軽微な犯罪につき判決されたときは刑の執行は中断される。もし、重大な犯罪のときは、投獄の期間の釣合いが五年を越えないときは中断されることがある。

(2) 刑の執行は妊娠が確定すると即座に中断されなければならない。この中断は出産休暇の終りまで許されるし、地方の医療職員による推薦があるときは延長されることができる。

第五八条 (1) 刑の執行の中断は、権限のある執行機関により、第五三条(3)項の類推適用により監督をうけるものとする。

(2) 刑の執行の中断の期間は、務めらるべき期間から差引かれることがある。

(3) 公訴検察官は刑の執行の中断につき通告をうけるものとする。

第八章　受刑者の社会への再統合のための手段

第五九条 (1) 釈放された受刑者がその住所を有する地方、市、町、村の委員会は、その再統合の準備と完遂に責任があり、仕事と訓練の適当な場所を斡旋し、宿泊を利用できるようにし、再統合の統制について責任をおう。

(2) 地方、市町村の委員会は、企業経の営者や協同組合の議長と連帯して、社会団体、国民戦線委員会と密接に協力して、名誉援助者を含めて、受刑者のとくに労働過程への再統合の準備と完遂に必要な条件をつくらなければならない。

(3) 地方と町の委員会は、再統合の準備と完遂の過程で、法務機関と刑事施設の長と密接に協力しなければならない。

(4) 刑法典第四五条による仮釈放による保護観察につき停止の場合、又は、刑法典第四七条と第四八条による受刑者の再統合の司法処分の適用の場合、保護観察の期間が終了するまでの間、釈放後一年までは、他の官庁、企業、協同組合から、以前の受刑者のその後の発展についての報告を求める権利をもつ。

第六〇条 市町村の委員会は、社会団体の協力のもとに、再統合の準備と完遂、市民的教育の継続に自らあたらねばならない。直接の援助者としては、名誉社会活動家の支援が求められうる。彼らは、釈放された受刑者に助言と支援を与える。

第六一条 (1) 企業、施設の経営者、協同組合の議長は、釈放された受刑者がその利用しうる可能性とその職業上の資格に応じて、生産に就労することを確保しなければならない。

(2) 彼らは、社会組織と協力して、矯正過程が労働チームの

中で継続されるように確保しなければならない。

(3) 国家機関や指導的経済団体の経営者は、企業や施設のみならず、彼らの預っている協同組合における再統合の統制に責任をおう。

第六二条 (1) 刑事施設の長は、地方委員会、内務局に対して、少年の場合には公共教育関連の省に対して、釈放に先立つ時点において、在監中の受刑者の一般的、職業上の、発展、将来の就労についての指示、家族関係、社会教育の継続についての充分な情報を提供しなければならない。

(2) 仮釈放に基く保護観察的停止の場合、この情報はその申立と結びつけられていなければならない。

第六三条 (1) 地方委員会に附置された労働職業訓練部は、内務部にその要求により、作業の場所を提供し、相当の労働契約が適時に用意されるように確保しなければならない。

(2) 就労は、もし可能ならば、以前の作業の場所、又は、受刑者の継続的社会教育のための一番好ましい条件を提供するような企業、施設、作業チームを求めなければならない。

第六四条 (1) 地方委員会の公共教育部は、釈放された少年の再統合の準備と完遂、少年の監護を組織する責任をおう。名誉少年ワーカーと連絡をとり、継続した教育過程を提供するものとする。

(2) 地方委員会の公共教育部は、関連の特殊部局と協力し、両親や保護者と相談ののち、釈放された少年受刑者に適当な仕事と宿泊の場所を提供しなければならない。職業上の訓練の継続が確保されねばならない。

(3) 地方委員会に附置された労働職業訓練部は公共教育部のために訓練場所を提供し、必要とあれば、企業、施設、協同組合、は少年が既に釈放される以前に、年期契約による徒弟の雇傭を結ぶことを確保しなければならない。

第六五条 (1) 地方委員会は、一年に一度、再統合の準備と完遂に関する報告を、市町村委員会、内務部、公共教育部、その他の特殊部局のみならず、企業と施設からも、うけなければならない。

(2) 地方委員会は、通常代議員会に対して再統合の年次報告をなす義務をおう。

第九章 検察官による刑の執行と受刑者の再統合の監督

第六六条 (1) 検察庁は刑の執行を監督し、その完遂が刑罰の目的と法に照応していることを保障するものとする。検察庁は直接、間接、受刑者の再統合の準備と完遂を監督する。

(2) 内務大臣とドイツ人民警察長官によって本法に基いて発せられる補充規程は、ドイツ民主共和国の検事総長の認証を必要とする。

(3) ドイツ民主共和国検事総長は、内務大臣とドイツ人民警察長官が刑の執行、矯正職員の活動の補完のため、及び再統合

のため要請するところを承認する権限をもつ。

第六七条 (1) 検察庁による刑の執行と再統合の監督は次のものからなる。

一、適時に刑の執行が開始されること、

二、監獄収容期間の正確な計算、

三、刑の執行の正確な完遂、とくに、受刑者の再統合に関する規則の遵守と完遂、刑事施設内の秩序と安全、刑の執行の完遂のための物質的＝技術的、保健衛生上の諸条件の保障、

四、刑の執行の延期、中断についての監獄当局の決定、および仮釈放に基く判決の保護観察的停止のための申立についての決定、

五、再統合の理解ある準備と完遂。

(2) 刑の執行の監督に従事する検察官は次の権限と義務をもつ。

一、刑の執行に関するすべての疑問と問題につき、及び、以前の受刑者の再統合につき、執行機関に情報の提供を求めること、

二、刑事施設における異常事態の調査、

三、監獄を視察し、刑の執行の完遂と関係のある矯正関係の書類綴や書類を点検すること、

四、受刑者と面接すること、

五、科せられたすべての懲罰、とくに屏禁を点検すること、

六、国家の担当機関による再統合の適切な準備と完遂を統制し、および企業、協同組合における以前の受刑者の就労を統制すること。

第一〇章　最終規定

第六八条 内務大臣とドイツ人民警察長官は本法の補充のために必要な規程を発令するものとする。

効力規定

第六九条 (1) 本法は一九六八年七月一日より発効する。

(2) 同時に、以下の法令を廃止する。

一、一九五〇年一一月一六日布告ドイツ民主共和国内務省への刑の執行事務の移管について（官報一一六五頁）、

二、一九五〇年一二月二三日ドイツ民主共和国内務省への刑の執行事務の移管についての布告に対する第一次補充規程（省報二一五頁）、

三、一九五二年五月五日ドイツ民主共和国内務省への刑の執行事務の移管についての布告に対する第二次補充規程（省報四七頁）、

四、一九六三年七月一一日監獄から社会に釈放された者の再統合についての布告（官報二輯五八一頁）。